

○ 申告書等控えへの收受日付印の押なつの見直しについて

令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行いません

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、**令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わない**こととしました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）**していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」とは、国税庁・国税局・税務署に提出（送付）される全ての文書です。

申告書等の提出は、是非 **e-Tax** をご利用ください

申告書等を e-Tax により提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

その他、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は、以下のとおりです。

○ 申告書等情報取得サービス（オンライン請求のみ）

書面申告の場合も、e-Tax を利用して、所得税申告書、青色申告決算書及び収支内訳書のイメージデータ（PDF）を取得することができます。

なお、本手続の利用にはマイナンバーカードが必要となります。

○ 保有個人情報の開示請求（オンライン申請・取得も可）

税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申請書等の内容を確認することができます。写しの交付まで約1か月程度かかるほか、手数料が300円（オンライン申請の場合は200円）がかかります。法人の申告書等には利用できません。

○ 税務署での申告書等の閲覧サービス（税務署窓口での対応のみ）

税務署の窓口で、ご自身が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。

※ 「金融機関等への提出」を目的とした閲覧はできませんので、ご注意ください。

○ 納税証明書の交付請求（提出事実のみ）（オンライン申請・取得も可）

手数料が税目ごと1年度1枚につき400円（オンライン申請の場合は370円）がかかります。

詳細は国税庁  
ホームページを  
ご覧ください



# 国税だより（令和6年9月発行分）

## ○ 国税に関するご質問・ご相談は、「国税相談専用ダイヤル」へ

コ ク ゼ イ  
0570-00-5901（全国一律料金）

受付時間 平日8:30～17:00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

※税務署で面接によるご相談を希望される場合は、事前予約が必要です。

所轄の税務署へ電話して音声案内「2」を選択してください。

## ○ 国税に関するご質問・ご相談は国税庁ホームページで解決

国税に関するご質問・ご相談は、国税庁ホームページをご利用ください。

⇒ チャットボット（ふたば）に質問する

相談可能税目：所得税の定額減税、所得税・消費税の確定申告、インボイス制度

国税庁 チャットボット 検索

スマホでのご利用はこちらから→



⇒ タックスアンサー（よくある税の質問）を利用する

国税庁 タックスアンサー 検索

スマホでのご利用はこちらから→



○ 税務署の内部事務のセンター化について

熊本国税局では、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務（※）を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施していますので、下記の事項について、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

（※）内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送などの事務をいいます。

1 業務センターへの申告書・申請書等の提出

内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

- ・ e-Tax（データ）により提出する場合は、所轄税務署へ送信願います。
- ・ 書面により提出する場合は、下表の業務センターへ郵送願います。

注（1）税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出いただくようお願いいたします。

（2）書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。

2 業務センターから納税者・税理士の皆様への問合せ

業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問合せをさせていただきますことがあります。

3 その他の案内

次の事項は、業務センターでは対応していません。

- ・ 国税に関するご相談（納付に関するご相談を含みます。）
- ・ 税務署の窓口で対応している納税証明書の交付、閲覧申請、情報公開、現金による国税の納付
- ・ 申告書・申請書等の用紙の送付依頼

4 熊本国税局において、内部事務のセンター化の対象となる税務署は下表のとおりです。

都道府県	熊本県	鹿児島県
名称	熊本国税局業務センター	熊本国税局業務センター 鹿児島事務室
所在地 (書面で申告書等を提出する場合の郵送先)	〒862-8721 熊本市東区東本町16番28号	〒890-8604 鹿児島市荒田1丁目24番4号
対象署	熊本西署・熊本東署・八代署・人吉署・玉名署・天草署・山鹿署・菊池署・宇土署・阿蘇署	鹿児島署・鹿屋署・大島署・指宿署・種子島署・知覧署・大隅署
行政指導事務等の集約処理	熊本国税局業務センターにおいては、上記税務署の内部事務のほか、一部の行政指導事務等について、熊本国税局管内全署分の照会文書や通知書の発送、電話照会を集約処理しています。	

詳しくは、熊本国税局ホームページ（[熊本国税局](https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto) [検索](#)）をご覧ください。

◇ パソコン及びスマホから (<https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/shokai/center/jimu.htm>)  
パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。



# 国税だより（令和6年9月発行分）

## ○ キャッシュレス納付のご案内

国税庁では、納税環境の向上のため、多様な納税手続をご提供させていただいておりますが、納税者の皆さまの利便性向上のためにも、ご自宅で納税手続が完結するキャッシュレス納付のご利用をお勧めしております。

この機会に、是非、キャッシュレス納付のご利用をお願いします。

納税手続	概要
ダイレクト納付	ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxによる簡単な操作で預貯金口座からの引き落としにより納税する方法です。
振替納税	振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を預貯金口座からの引き落としにより納税する方法です。
インターネットバンキング等	インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。
クレジットカード	「国税クレジットカードお支払サイト」からクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります。
スマホアプリ納付	「国税スマートフォン決済専用サイト」から利用可能なPay払いを選択して納付する方法です。※事前に残高へのチャージが必要です。

また、税務署窓口での納税は「9時から16時まで」のお手続きをお願いしております。

納税者の皆さまには、ご不便が生じないように、口座からの引き落としやインターネットを利用した納税など、窓口での納税以外の多様な納税手続をご提供しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）又は「国税庁」で「検索」をご覧ください。

国税相談専用ダイヤル（0570-00-5901） ※ナビダイヤル

## ○ 参加してみませんか？国税庁の公売

### 公売とは？

公売とは、国税局や税務署が差し押さえた財産を滞納国税に充てるため、広く不特定多数の買受希望者を募り、売却することをいいます。  
原則として、どなたでも公売への参加が可能です。

### 公売の特徴

土地・建物といった不動産のみならず、宝飾品、美術品、家電製品、自動車など、様々な種類の財産を公売しています。  
また、買受後の返品が認められないほか、品質・機能について保証がないため、一般的に市場価格より低い見積価格が設定されています。

### 参加方法など

入札書を提出して公売に参加する方法のほか、スマートフォンやパソコンなどで入札する「インターネット公売」に参加する方法があります。

詳細は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）又は「国税庁」で「検索」をご覧ください。

熊本国税局特別整理第1部門（電話096-354-6171）